

## 依存症回復施設職員研修等事業実施要綱

### 1. 事業の目的

依存症回復施設の質の向上や依存症への対応力を一層強化するため、依存症回復施設職員に対して、医学的知識や利用者への対応方法、利用可能な社会資源に関する知識の向上等を図るとともに、依存症者をもつ家族に対し、依存症を支える家族関係についての理解や依存症に関する正しい知識の習得、再発を早期に発見できる観察者の役割を果たすために必要なスキル等についての習得・理解を図ることを目的とする。

### 2 補助対象事業

実施要綱に定める事業を実施する団体を、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす団体のうち、厚生労働省が設置する評価検討会による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

### 3 実施主体

競争により国が選定した民間団体

### 4. 事業の内容

依存症回復施設職員の質の向上や、依存症への対応力を強化及び依存症者をもつ家族の、依存症を支える家族関係の理解や依存症に関する正しい知識の習得、再発を早期に発見できる観察者の役割を果たすために必要なスキル等についての習得・理解を図るための研修を実施する。

### 5 個人情報保護

研修事業に従事する者及び研修者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

### 6 実施状況の報告

実施主体である民間団体は、研修の成果等をまとめた報告書冊子を作成し、研修終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課障害保健係あて提出すること。

7 費用の支弁

本事業に要する費用は、民間団体が支弁するものとする。

ただし、受講者の交通費や滞在にかかる費用については、研修受講者の負担とする。

8 経費の補助

国は民間施設等が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、民間施設等は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものとする。

9 その他

この要綱は、公布の日から施行するものとする。